

厚生食監発 1218 第 3 号
令和 5 年 12 月 18 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

食品に残留する農薬等の監視指導に係る留意事項について

食品に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品に係るポジティブリスト制度に関する監視指導については、「食品に残留する農薬等の監視指導に係る留意事項について」（平成 18 年 5 月 29 日付け食安監発第 0529001 号）（以下「留意事項通知」という。）により留意事項を示しているところです。

その考え方は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質（以下単に「抗菌性物質」という。）についても同様であると考えられるところ、今般、一般社団法人日本乳業協会から別添の要望があったことも踏まえ、下記のとおり、改めて監視指導上の留意点等についてお示ししますので、ご配慮方お願いします。

記

- 1 抗生物質又は抗菌性物質の食品への残留については、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）において、「含有してはならない」と規定されているが、通常その判断には、通知等で示された試験法により当該物質が定量限界以上で検出された場合に、当該物質を含有していると判断するものであること。
- 2 抗生物質又は抗菌性物質が検出又は基準を超えて残留する食品が発見され、当該食品を原材料にして製造加工が行われた食品があることが判明した場合、留意事項通知の 2（2）に示しているように、当該食品の配合割合、製造加工方法、その他の原材料への当該物質の使用の有無などを調べ、製造加工された食品において当該物質が定量限界以上で検出される可能性について確認

すること。検出する可能性がないものについては、食品衛生法第59条に基づく対応、行政指導等の措置を取る必要はないと認められる場合もあることに留意すること。

なお、食品衛生法違反の判断に際しては、当該食品全体を代表する検体を採取していることを確認した上で、対象となる範囲（ロット）を特定し、必要に応じて、当該食品を使用して製造加工された食品について検査又は試験を実施し、当該物質を含有しているか否かを確認すること。